

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Kirayaka Bank

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示又は告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位：百万円、%)

項目	当中間期末	前中間期末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	64,482	64,663	
うち、資本金及び資本剰余金の額	50,607	50,607	
うち、利益剰余金の額	14,330	14,526	
うち、自己株式の額(△)	—	—	
うち、社外流出予定額(△)	455	470	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 787	△ 728	
うち、為替換算調整勘定	—	—	
うち、退職給付に係るものの額	△ 787	△ 728	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,125	2,151	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,125	2,151	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,131	1,406	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	147	237	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	67,098	67,730	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	655	898	224
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	72	96	24
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	583	802	200
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	1,063	878	828
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
退職給付に係る資産の額	1,721	1,250	312
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,441	3,028	
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	63,656	64,702	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	765,351	729,443	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	679	1,591	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	—	200	
うち、繰延税金資産	—	219	
うち、退職給付に係る資産	—	312	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 4,350	△ 4,350	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	5,029	5,209	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	32,738	34,292	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	798,090	763,735	
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.97	8.47	

(注) 1. 上記「自己資本の構成に関する開示事項(連結)」に掲げた計表は、2015年3月26日公布の金融庁告示第25号により定められた様式に従って記載しております。

なお、本表中、「当中間期末」とあるのは「2019年9月末」を、「前中間期末」とあるのは「2018年9月末」を指します。

2. 上記に掲げた「自己資本の構成に関する開示事項」の開示に使用する別紙様式第4号の経過措置期間が終了したため、当中間期末については、「2014年金融庁告示第7号（以下、「開示告示」という。）」別紙様式第12号により開示しております。

自己資本の構成に関する開示事項 (単体)

(単位：百万円、%)

項目	当中間期末	前中間期末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	64,835	64,990	
うち、資本金及び資本剰余金の額	51,799	51,799	
うち、利益剰余金の額	13,492	13,661	
うち、自己株式の額 (△)	—	—	
うち、社外流出予定額 (△)	455	470	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,000	2,020	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,000	2,020	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,131	1,406	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	67,968	68,416	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	565	781	195
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	565	781	195
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	908	743	786
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	2,509	1,979	494
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,983	3,504	
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	63,984	64,911	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	756,711	720,306	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	679	1,735	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	195	
うち、繰延税金資産	—	185	
うち、前払年金費用	—	494	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 4,350	△ 4,350	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	5,029	5,209	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	32,818	34,253	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	789,529	754,559	
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.10	8.60	

(注) 1. 上記「自己資本の構成に関する開示事項 (単体)」に掲げた計表は、2015年3月26日公布の金融庁告示第25号により定められた様式に従って記載しております。

なお、本表中、「当中間期末」とあるのは「2019年9月末」を、「前中間期末」とあるのは「2018年9月末」を指します。

2. 上記に掲げた「自己資本の構成に関する開示事項」の開示に使用する附則別紙様式第3号の経過措置期間が終了したため、当中間期末については、「2014年金融庁告示第7号 (以下、「開示告示」という。))別紙様式第11号により開示しております。

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Kirayaka Bank

定量的な開示事項

■その他金融機関等（自己資本比率告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額該当ございません。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額（単体）

（単位：百万円）

項目	2018年9月期		2019年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産（オン・バランス）項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	22	0	27	1
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	25	1	16	0
我が国の政府関係機関向け	3,077	123	2,741	109
地方三公社向け	10	0	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引事業者向け	29,007	1,160	25,898	1,035
法人等向け	290,522	11,620	325,120	13,004
中小企業等向け及び個人向け	159,340	6,373	172,517	6,900
抵当権付住宅ローン	32,699	1,307	32,542	1,301
不動産取得等事業向け	105,146	4,205	111,048	4,441
三月以上延滞等	2,963	118	3,242	129
取立未済手形	42	1	34	1
信用保証協会等による保証付	4,982	199	5,152	206
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	35	1	35	1
出資等	47,728	1,909	34,536	1,381
（うち出資等のエクスポージャー）	47,728	1,909	34,536	1,381
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	35,974	1,438	35,763	1,430
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	7,250	290	7,250	290
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	5,086	203	4,579	183
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	23,637	945	23,933	957
証券化	—	—	—	—
（うちS T C要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	766	30	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マニフェスト方式）	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式1250%）	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	6,085	243	5,029	201
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 4,350	△ 174	△ 4,350	△ 174
資産（オン・バランス）計	714,083	28,563	749,359	29,974
[オフ・バランス取引等項目]				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	272	10	211	8
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	594	23	725	29
N I F又はR U F	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	193	7	1,022	40
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	3,247	129	4,060	162
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の買付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	1,694	67	1,006	40
派生商品取引	86	3	128	5
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目計	6,088	243	7,154	286
[C V Aリスク相当額]（簡便的リスク測定方式）	129	5	193	7
[中央清算機関関連エクスポージャー]	5	0	4	—
合計	720,306	28,812	756,711	30,268

（注）所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

単体総所要自己資本額

（単位：百万円）

項目	2018年9月期	2019年9月期
	所要自己資本の額	
信用リスク（標準的手法）	28,812	30,268
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	1,370	1,312
合計	30,182	31,581

信用リスクに対する所要自己資本の額（連結）

（単位：百万円）

項目	2018年9月期		2019年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産（オン・バランス）項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	22	0	27	1
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	25	1	16	0
我が国の政府関係機関向け	3,077	123	2,741	109
地方三公社向け	10	0	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引事業者向け	29,017	1,160	25,905	1,036
法人等向け	287,733	11,509	321,573	12,862
中小企業等向け及び個人向け	160,820	6,432	174,070	6,962
抵当権付住宅ローン	32,699	1,307	32,542	1,301
不動産取得等事業向け	105,146	4,205	111,048	4,441
三月以上延滞等	2,998	119	3,294	131
取立未済手形	42	1	34	1
信用保証協会等による保証付	4,982	199	5,152	206
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	35	1	35	1
出資等	43,830	1,753	30,644	1,225
（うち出資等のエクスポージャー）	43,830	1,753	30,644	1,225
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	50,417	2,016	50,230	2,009
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	7,250	290	7,250	290
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	5,396	215	4,842	193
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に 係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に 係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	37,771	1,510	38,138	1,525
証券化	—	—	—	—
（うちS T C要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	766	30	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マナド方式）	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式1250%）	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,941	237	5,029	201
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 4,350	△ 174	△ 4,350	△ 174
資産（オン・バランス）計	723,220	28,928	757,999	30,319
[オフ・バランス取引等項目]				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	272	10	211	8
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	594	23	725	29
N I F又はR U F	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	193	7	1,022	40
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	3,247	129	4,060	162
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	1,694	67	1,006	40
派生商品取引	86	3	128	5
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目計	6,088	243	7,154	286
[C V Aリスク相当額]（簡便的リスク測定方式）	129	5	193	7
[中央清算機関関連エクスポージャー]	5	0	4	—
合計	729,443	29,177	765,351	30,614

（注）所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本額

（単位：百万円）

項目	2018年9月期	2019年9月期
	所要自己資本の額	
信用リスク（標準的手法）	29,177	30,614
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	1,371	1,309
合計	30,549	31,923

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

〈単体〉

（単位：百万円）

	2018年9月期					2019年9月期				
	信用リスク・エクスポージャー中間期末残高					信用リスク・エクスポージャー中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
国内計	1,412,840	1,014,945	245,728	430	3,170	1,366,587	1,036,165	208,903	643	3,120
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,412,840	1,014,945	245,728	430	3,170	1,366,587	1,036,165	208,903	643	3,120
製造業	107,498	102,697	4,757	—	43	105,675	102,885	2,757	—	32
農業、林業	5,379	5,372	—	—	6	4,696	4,689	—	—	6
漁業	805	805	—	—	—	770	770	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	425	425	—	—	—	579	579	—	—	—
建設業	72,198	69,582	2,529	—	86	75,166	72,501	2,565	—	100
電気・ガス・熱供給・水道業	5,861	5,859	2	—	—	4,859	4,857	2	—	—
情報通信業	7,444	6,600	529	—	314	8,261	7,754	500	—	6
運輸業、郵便業	27,702	26,889	812	—	—	26,592	25,877	701	—	13
卸売業、小売業	80,339	76,766	2,824	—	748	82,652	79,196	2,591	—	865
金融業、保険業	89,579	77,330	11,859	389	—	106,388	98,707	7,433	247	—
不動産業、物品賃貸業	199,683	194,312	4,430	—	940	206,516	200,937	4,573	—	1,005
各種サービス業	111,646	108,949	2,010	—	686	113,450	110,012	2,676	—	761
国・地方公共団体	217,057	100,620	116,437	—	—	156,004	78,211	77,792	—	—
その他	487,217	238,731	99,536	41	343	474,971	249,183	107,310	395	328
業種別合計	1,412,840	1,014,945	245,728	430	3,170	1,366,587	1,036,165	208,903	643	3,120
1年以下	203,542	168,901	33,189	0	1,450	220,189	182,528	36,228	—	1,431
1年超3年以下	145,715	86,493	59,056	33	130	135,163	90,506	44,343	69	243
3年超5年以下	125,303	103,057	21,880	46	319	102,497	89,976	11,763	42	716
5年超7年以下	96,745	83,577	12,278	30	860	119,631	80,556	38,890	125	58
7年超10年以下	144,951	92,447	52,362	86	55	137,090	110,097	26,417	361	214
10年超	522,335	473,675	48,117	233	309	516,474	479,270	36,749	45	409
期間の定めのないもの	174,245	3,621	18,843	—	44	135,541	3,230	14,509	—	46
残存期間別合計	1,412,840	1,014,945	245,728	430	3,170	1,366,587	1,036,165	208,903	643	3,120

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

(連結)

(単位：百万円)

	2018年9月期					2019年9月期				
	信用リスク・エクスポージャー中間期末残高					信用リスク・エクスポージャー中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
国内計	1,425,035	1,027,258	242,377	430	3,233	1,378,042	1,051,410	205,058	643	3,175
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,425,035	1,027,258	242,377	430	3,233	1,378,042	1,051,410	205,058	643	3,175
製造業	110,261	105,379	4,811	—	70	109,079	106,208	2,811	—	58
農業、林業	5,488	5,481	—	—	6	4,947	4,940	—	—	6
漁業	805	805	—	—	—	770	770	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	445	445	—	—	—	589	589	—	—	—
建設業	74,463	71,814	2,529	—	119	77,289	74,595	2,565	—	128
電気・ガス・熱供給・水道業	5,963	5,961	2	—	—	4,923	4,921	2	—	—
情報通信業	7,703	6,356	1,032	—	314	8,534	7,903	623	—	6
運輸業、郵便業	28,624	27,831	792	—	—	27,632	26,937	681	—	13
卸売業、小売業	81,673	78,100	2,824	—	748	84,130	80,673	2,591	—	865
金融業、保険業	88,770	77,401	10,979	389	—	105,562	98,762	6,552	247	—
不動産業、物品賃貸業	196,287	193,938	1,408	—	940	204,049	201,500	1,543	—	1,005
各種サービス業	115,181	112,351	2,140	—	689	117,172	113,702	2,708	—	761
国・地方公共団体	217,078	100,641	116,437	—	—	156,025	78,232	77,792	—	—
その他	492,288	240,749	99,419	41	343	477,334	251,669	107,186	395	328
業種別合計	1,425,035	1,027,258	242,377	430	3,233	1,378,042	1,051,410	205,058	643	3,175
1年以下	204,195	169,554	33,189	0	1,450	220,781	183,119	36,228	—	1,433
1年超3年以下	149,296	90,062	59,056	33	143	138,675	93,964	44,343	69	296
3年超5年以下	130,513	108,217	21,880	46	369	108,303	95,782	11,763	42	716
5年超7年以下	99,029	85,861	12,278	30	860	121,476	82,401	38,890	125	58
7年超10年以下	145,228	92,724	52,362	86	55	137,433	110,440	26,417	361	214
10年超	522,805	474,144	48,117	233	309	516,831	479,627	36,749	45	409
期間の定めのないもの	173,966	6,693	15,492	—	44	134,540	6,073	10,664	—	46
残存期間別合計	1,425,035	1,027,258	242,377	430	3,233	1,378,042	1,051,410	205,058	643	3,175

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単体)

(単位：百万円)

	2018年9月期			2019年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	2,376	△ 356	2,020	1,851	149	2,000
個別貸倒引当金	2,715	△ 862	1,852	1,742	△ 302	1,440
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	5,092	△ 1,219	3,872	3,593	△ 152	3,440

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

(連結)

(単位：百万円)

	2018年9月期			2019年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	2,539	△ 387	2,151	2,004	120	2,125
個別貸倒引当金	3,734	△ 881	2,852	2,650	△ 300	2,349
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	6,273	△ 1,269	5,004	4,655	△ 180	4,474

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単体)

(単位：百万円)

	2018年9月期			2019年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	2,715	△ 862	1,852	1,742	△ 302	1,440
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,715	△ 862	1,852	1,742	△ 302	1,440
製造業	148	108	256	142	△ 15	126
農業、林業	32	△ 7	24	20	0	19
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	119	△ 25	93	110	△ 8	102
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	90	217	308	298	△ 298	0
運輸業、郵便業	3	△ 1	1	1	13	14
卸売業、小売業	625	5	630	668	25	694
金融業、保険業	—	0	0	13	0	12
不動産業、物品賃貸業	197	△ 70	126	78	5	83
各種サービス業	1,461	△ 1,084	376	366	△ 28	337
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	38	△ 3	35	42	5	47
業種別合計	2,715	△ 862	1,852	1,742	△ 302	1,440

(連結)

(単位：百万円)

	2018年9月期			2019年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	3,734	△ 881	2,852	2,650	△ 300	2,349
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	3,734	△ 881	2,852	2,650	△ 300	2,349
製造業	268	90	359	251	△ 32	218
農業、林業	33	△ 7	25	21	△ 1	19
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	△ 0	0	0	0	0
建設業	199	8	208	209	△ 16	192
電気・ガス・熱供給・水道業	0	△ 0	0	0	0	0
情報通信業	91	217	308	299	△ 297	1
運輸業、郵便業	24	△ 6	17	9	11	21
卸売業、小売業	671	△ 4	666	711	21	733
金融業、保険業	0	0	0	14	△ 1	13
不動産業、物品賃貸業	204	△ 72	132	82	5	87
各種サービス業	1,570	△ 1,101	468	483	△ 38	444
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	669	△ 5	664	566	49	616
業種別合計	3,734	△ 881	2,852	2,650	△ 300	2,349

業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	単体		連結	
	2018年9月期	2019年9月期	2018年9月期	2019年9月期
製 造 業	—	—	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	8	0	8	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業	80	—	80	—
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス業	5	4	5	4
国・地方公共団体	—	—	—	—
その他の	0	—	26	15
業 種 別 合 計	94	4	121	19

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（自己資本比率告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（自己資本比率告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〈単体〉

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	エクスポージャーの額			
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	380,367	—	284,951
10%	2,260	93,123	410	92,172
20%	77,969	26,090	75,897	36,528
35%	—	92,272	—	92,057
50%	63,704	460	65,454	1,083
75%	—	210,259	—	228,279
100%	10,679	451,986	13,163	473,210
150%	—	1,815	—	1,939
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	154,613	1,256,374	154,925	1,210,221

(注) 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

〈連結〉

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	エクスポージャーの額			
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	380,367	—	284,951
10%	2,260	93,123	410	92,172
20%	77,969	26,090	75,897	36,528
35%	—	92,272	—	92,057
50%	63,704	460	65,454	1,083
75%	—	210,259	—	228,279
100%	10,679	474,868	13,163	495,137
150%	—	1,815	—	1,939
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合 計	154,613	1,279,256	154,925	1,232,148

(注) 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	25,792	24,444
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	27,416	21,458

(注) 適格金融資産担保には、貸出金と自行預金の相殺が可能なエクスポージャー (2018年9月期：16,303百万円、2019年9月期：15,682百万円) を含んでおります。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

通貨関連取引等の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込額 (ポテンシャル・エクスポージャー) を付加して与信相当額を算出する方式をいいます。

ロ. グロス再構築コストの額の合計額

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	単体	連結	単体	連結
グロス再構築コストの額の合計額	0	0	—	—

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	単体	連結	単体	連結
与信相当額	430	430	643	643
派生商品取引	430	430	643	643
外国為替関連取引	—	—	—	—
金利関連取引	430	430	643	643
株式関連取引	—	—	—	—
その他取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ニ. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	単体	連結	単体	連結
ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額	0	0	—	—

ホ. 担保の種類別の額

該当ございません。

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	単体	連結	単体	連結
与信相当額	430	430	643	643
派生商品取引	430	430	643	643
外国為替関連取引	—	—	—	—
金利関連取引	430	430	643	643
株式関連取引	—	—	—	—
その他取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ございません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

銀行及び連結グループがオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項
該当ございません。

銀行及び連結グループが投資家である証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
投資家として保有する証券化エクスポージャーの額
該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーの額
該当ございません。

- (2) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ございません。

- (3) 自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ございません。

投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、自己資本比率告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額
該当ございません。

- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ございません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

中間貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額

○出資等の中間貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	2018年9月期				2019年9月期			
	単体		連結		単体		連結	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	6,787		7,219		2,483		2,520	
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	5,436		1,710		5,631		1,811	
合計	12,224		8,929		8,115		4,332	

○子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
子会社・子法人等	4,015	4,015
関連法人等	0	0
合計	4,015	4,015

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	77	83	△ 49	△ 49
償却額	0	0	0	0

中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年9月期		2019年9月期	
	単体	連結	単体	連結
中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	525	921	△ 270	△ 256

中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。

金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する銀行勘定の経済的価値の増減額

(単位：百万円)

2018年9月期	
△	4,212

(注) 計算方法及び前提条件

1. 銀行勘定の金利リスク量は、保有期間1年、5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセント値と99パーセント値によって計算される経済的価値の低下額としております。
2. 流動性預金のうちコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金）は内部モデルにて金利リスクを算定しております。

金利リスクに関する事項

上記「金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」について、「開示告示」が改正されたため、2019年3月期より改正後の「開示告示 別紙様式第11号の2」を用いて本開示事項を記載しております。

2019年9月期

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△ E V E				△ N I I			
		当中間期末		前中間期末		当中間期末		前中間期末	
		1	上方パラレルシフト	7,497					
2	下方パラレルシフト	—							
3	スティープ化	6,357							
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	7,497							
		ホ				へ			
		当中間期末				前中間期末			
8	自己資本の額	63,984							

(注) 上記「IRRBB1：金利リスク」のロ欄、ハ欄、ニ欄及びへ欄は、「開示告示 別紙様式第11号の2」の経過措置に係る注意書きにより記載しておりません。